名称・広告等に関する確認事項

**令和7年2月に「あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（以下、あはき・柔整広告ガイドラインという）」が策定されました。**

**本市においても、広告の適正化を推進するため、以下の確認事項について、ご確認よろしくお願い**

**いたします。**

確認事項に☑を入れてください。

* あはき・柔整広告ガイドラインについて理解した。

【例】

・医療機関と紛らわしい名称は不可　（例：○○メディカル、（施術業態を含まない）○○治療院等）

・別業態と紛らわしい名称は不可　（例：整体、リラクゼーション、サロン等）

・施術内容や効能を含む名称は不可　（例：美容、スポーツ、小顔矯正、骨盤矯正、姿勢改善等）

* 違法性が疑われる広告等をした場合、保健所等からの指導が入ることについて認識した。
* 保健所等からの指導が入った場合、速やかに対応する。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

令和　　年　　月　　日

東大阪市保健所長　様

　施術所開設者として、確認事項について同意いたしました。

開設者住所

開設者氏名

（法人の場合は法人名称、代表者役職及び氏名）